

第3次総社市環境基本計画（素案）

快適なくらしと

自然環境の融合都市 総社

目次

第1章 計画の基本的事項

計画に取り組むにあたって	2
第1節 環境基本計画とは	4
第2節 環境基本計画策定の背景と目的	5
第3節 環境基本計画の位置付け	6
第4節 環境基本計画の期間	7
第5節 環境基本計画で対象とする範囲	7

第2章 基本理念

基本理念	10
------	----

第3章 取組施策

第1節 環境に配慮し、心豊かな生活を育む『市民・家庭』	14
第2節 学びを実践し、循環型社会の核となる『地域・学校』	20
第3節 循環型社会を構築する『事業所』	23
第4節 やさしさを、自然と都市を融合させるまちづくり『行政』	29
持続可能な開発目標（SDGs）の14の目標の視点に基づく総社市環境基本計画の取組施策	42

第4章 地域の概要

第1節 自然的特性	46
第2節 社会的特性	46

第5章 現状と課題

第1節 地球環境	50
第2節 自然環境	51
第3節 生活環境	53
第4節 社会環境	56
第5節 環境教育と環境保全活動	57

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制	64
第2節 計画の進行管理	64
第3節 第2次総社市環境基本計画の効果検証	65
第4節 第3次総社市環境基本計画の指標設定	66
第3次総社市環境基本計画策定に関してご尽力いただいた皆様	67

第 1 章

計画の基本的事項

計画に取り組むにあたって

総社市の利便性と豊かな自然が心地よく融合するまちを目指すため、環境に関する基本的な計画として「第3次総社市環境基本計画」を策定します。

この計画は、地球上の誰一人として取り残されない社会実現のため国際社会が目指すべき目標『持続可能な開発目標（SDGs）』の考え方を取り入れた計画とします。

誰一人として取り残されない社会を実現するためには、市民・家庭、地域・学校、事業所、行政が協働する必要があることから、総社市は本計画を周知・啓発することで、各主体がその必要性を認知して、行動変容につなげ取り組んでいきます。

なお、総社市の利便性と豊かな自然が心地よく融合するまちを目指すためには、温室効果ガス排出量の削減は不可欠であり、再生可能エネルギーの導入は推進していくものですが、自然環境や伝統的な景観の保全を重要視します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



総社市環境基本計画と関連のある14項目



第1節 環境基本計画とは

環境基本法第7条では、地方公共団体は、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施する責務を有すると明記しています。

「第3次総社市環境基本計画」は、総社市環境基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、市民・家庭、地域・学校、事業所などと協働して施策を進めるための指針となるものです。

また、国では、環境基本法第15条の規定に基づいて「環境の保全に関する基本的な計画」として、環境基本計画が定められています。

平成6年12月に第一次計画が策定された後、社会情勢の変化に対応するために5年程度を目途に見直しが行われています。現在は令和6年5月に閣議決定された第六次計画が最新の計画です。

第六次計画では、目指すべき持続可能な社会像を、「環境保全を通じたウェルビーイング（高い生活の質）が実現できる循環共生型社会の構築」としています。その実現に向けて、カーボンニュートラル（脱炭素）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）などといった個別分野の環境施策を相乗効果が出るよう統合的に推進し、トレードオフ*を回避しつつ、環境・経済・社会課題の同時解決を図っていく方向性が示されています。

そして、目指すべき持続可能な社会像を実現するための今後の展開の方向として、以下の分野横断的な6つの重点戦略が示されています。

- ◆「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ◆自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- ◆環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- ◆「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- ◆「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- ◆環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

これらを踏まえて、次の3つを重点戦略として、本計画を策定します。

- ◆恵まれた環境と共生するウェルビーイング（高い生活の質）の創造
- ◆快適なくらしを次世代へつなぐサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進
- ◆都市と自然が調和するネイチャーポジティブ（自然再興）な社会の醸成

※ 一方を追求すると他方が犠牲となる関係

第2節 環境基本計画策定の背景と目的

総社市では、平成21年3月に「総社市環境基本計画」、平成31年3月に「第2次総社市環境基本計画」を策定し、基本理念である「環境を守る、未来へつなぐ、総社を変える」の実現に向けて、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、近年、国内外の環境を取り巻く情勢は大きく変化しています。特に、地球温暖化に起因する気候変動の影響は深刻なものとなっています。猛暑や集中豪雨などによる自然災害が激甚化・頻発化しており、平成30年7月豪雨では、総社市においても甚大な被害が発生し、市民生活に大きな影響をもたらしました。国では、この気候変動問題の解決に向けて、令和2年10月に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。これを受けて、総社市においても、令和3年2月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

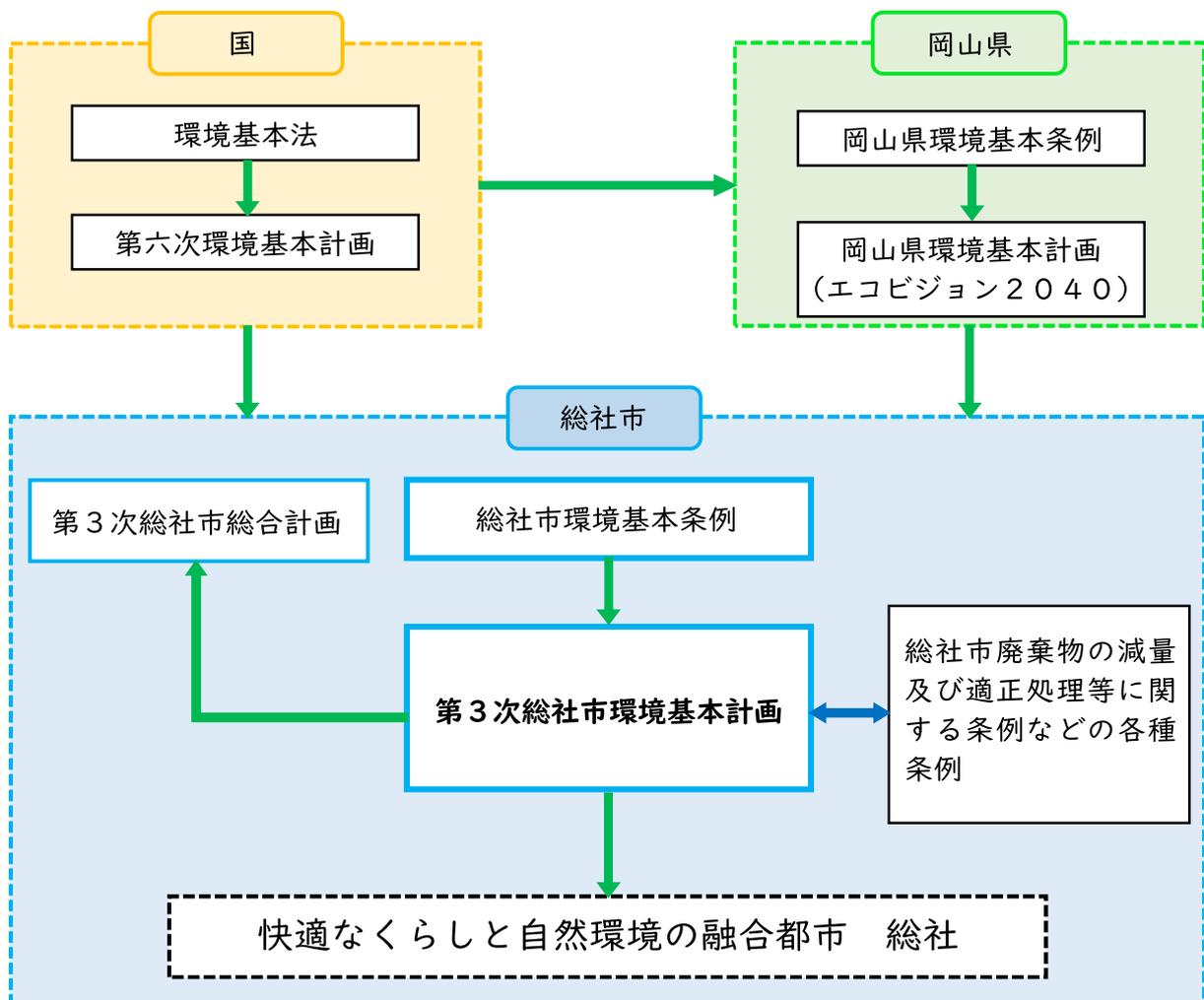
このような背景のもと、本市が抱える環境要素を見つめ直し、環境を取り巻く情勢の変化、国や岡山県の環境政策の動向を踏まえた、総社市の環境の保全に関する新たな目標や、目標を実現するための方策などを掲げることを目的として、「第3次総社市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。本計画では、SDGsの考え方を取り入れるとともに、防災・減災の視点も取り入れています。

なお、本計画は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた取り組みの加速化を図るため、本市としての温室効果ガス削減目標や目標達成のために推進すべき施策を掲げる「総社市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包する形で策定します。

第3節 環境基本計画の位置付け

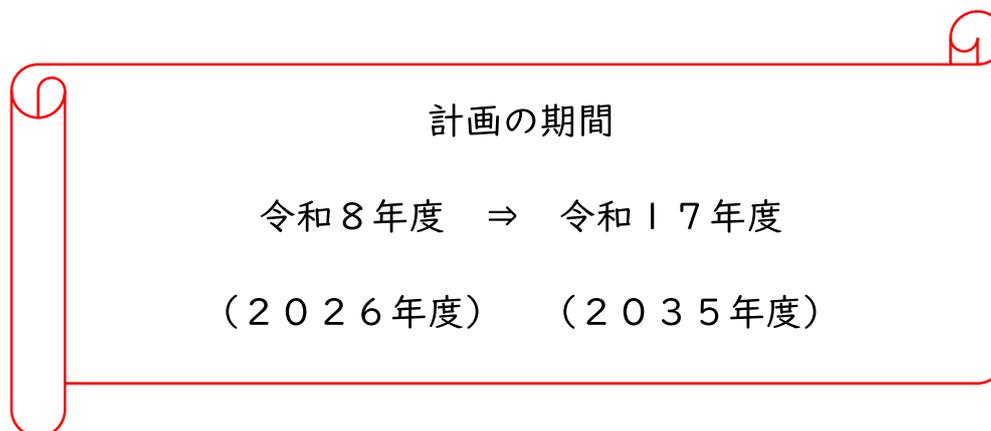
本計画は、「第3次総社市総合計画」を上位とする、環境面の総合的な基本計画に位置付けます。市内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、この計画を指針として、あらゆる施策・事業・取り組みに対して、環境配慮を織り込んでいくことにより、環境に配慮したまちづくりへ徐々につなげていくことを目指します。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としても位置付けます。



第4節 環境基本計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。
ただし、今後の国内外の環境を取り巻く情勢の変化などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



第5節 環境基本計画で対象とする範囲

本計画で対象とする環境要素（範囲）は、下表に示すとおりです。

環境要素（範囲）	
地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動
自然環境	動植物、生態系、生物多様性、自然とのふれあい
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、廃棄物
社会環境	公園・緑地、景観・まちの美観、歴史的・文化的遺産、空き家
環境教育・ 環境保全活動	学校・地域・事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備・提供

第2章

基 本 理 念

基 本 理 念

『快適なくらしと

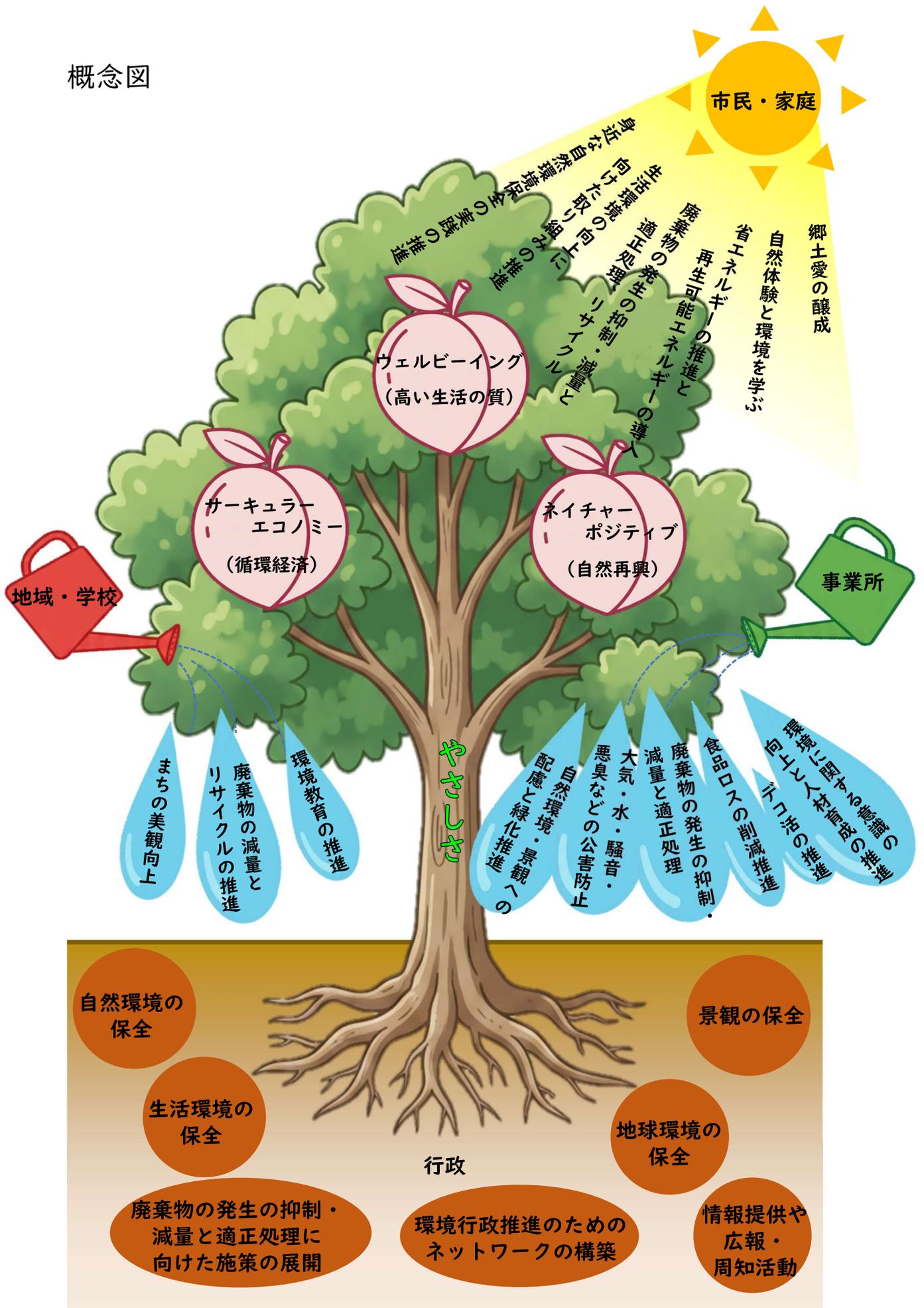
自然環境の融合都市 総社』

総社市は、都市的な利便性を持ちながらも、豊かな山林や田園などの自然に恵まれています。この恵まれた環境を大切にし、人と人、人と自然とのつながりを深め、互いに思いやりながら支え合うことで、快適なくらしと自然環境が調和した持続可能なまちを築いていきます。

この理念の実現に向けて、市民・家庭、地域・学校、事業所、そして行政が一体となり、環境を守り育てる取り組みを進めていきます。私たちのくらし、そして未来の世代への責任。その根底にあるのは“やさしさ”の心です。やさしさを広げることが、自然へのいたわりや地域への誇りを育み、総社市の新たな魅力を創り出します。

市民・家庭、地域・学校、事業所、行政が力を合わせ、地域の自然資源を大切に活かしながら、都市の利便性と自然の豊かさが調和する、安心してくらす笑顔あふれる環境都市の実現を目指します。

概念図



第3章

取 組 施 策

第1節

環境に配慮し、心豊かな生活を育む『市民・家庭』

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会システム(リニアエコノミー(線型経済))は、資源の枯渇や廃棄物処理コストの増大、不法投棄といった深刻な社会問題を招いてきました。持続可能な循環型社会への移行は急務であり、サーキュラーエコノミー(循環経済)への転換が重要な課題です。また、地球規模では気候変動問題が深刻化し、カーボンニュートラル実現への強力な取り組みに加え、ネイチャーポジティブ(自然再興)も課題となっています。

これらの課題を解決し、快適なくらしと自然環境が調和した持続可能なまちを次世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが「環境を守る」側であると同時に、自らの選択が「環境を創る」という意識を持つことが重要です。

環境への正しい知識を持ち、ウェルビーイング(高い生活の質)を実感しながら環境保全に取り組めるよう、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

1. 身近な自然環境保全の実践の推進

総社市は、その特有の地理的条件により多様で豊かな生態系を育んできましたが、土地利用の変化や外来種の侵入が固有の生態系を脅かしています。こうした状況においては、一人ひとりが自然環境へ影響を及ぼしうることを理解し、身近な自然に愛着と責任を持つことが自然環境の保全の第一歩として重要です。



<施策>

- 外来種を「入れない・捨てない・拡げない」の原則を守り、生態系を乱さないよう努めます。
- 総社市の豊かな自然環境に関心を持ち、積極的に環境保全活動や生物多様性に関するイベントなどに参加し、保護・保全に努めます。
- 多様な生態系の保全のため、生息拠点となる水路や農地などの適正な管理に努め、野生の生き物をむやみに傷つけたり持ち帰ったりしません。

2. 生活環境の向上に向けた取り組みの推進

総社市では人口増加に伴う都市化により、住宅の密集した地域が増えています。その結果、日常生活に起因する「都市・生活型公害」の発生が課題となっています。良好な生活環境を維持するために、地域コミュニティのつながりを大切に、各家庭での配慮ある行動を心がけます。

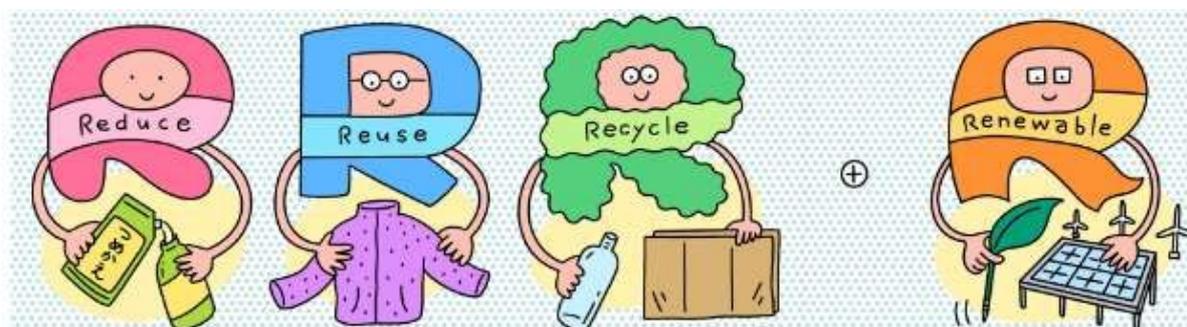


<施策>

- 生活する上で出る際立った音や野焼きなどによる悪臭といった、日常生活に起因する「都市・生活型公害」が発生しないよう配慮ある行動に努めます。
- ペットの飼育について、散歩時のリード着用やふんの後始末の徹底、飼育していない動物へ無責任に餌をあげるなどの行為により周辺環境の悪化を招かないよう、地域の環境への配慮に努めます。
- 廃食油や食べ残しなどを流さない、水切りネットを使用するなど、身近にできる生活排水対策に努めます。
- ゴミの出し方について近所で共有し、集積所周辺の悪臭や害虫が発生しないよう、美化に努めます。

3. 廃棄物の発生抑制・減量と適正処理、リサイクル

持続可能な循環経済実現に向け、積極的に3R+Renewable^{※1}への取り組みでゴミを出さない生活様式への転換を行うとともに、総社市が実施している「ゴミ袋変動相場制」の仕組みを十分理解し、一人ひとりが積極的にゴミの減量化に取り組んでいきます。



出典：環境省

<施策>

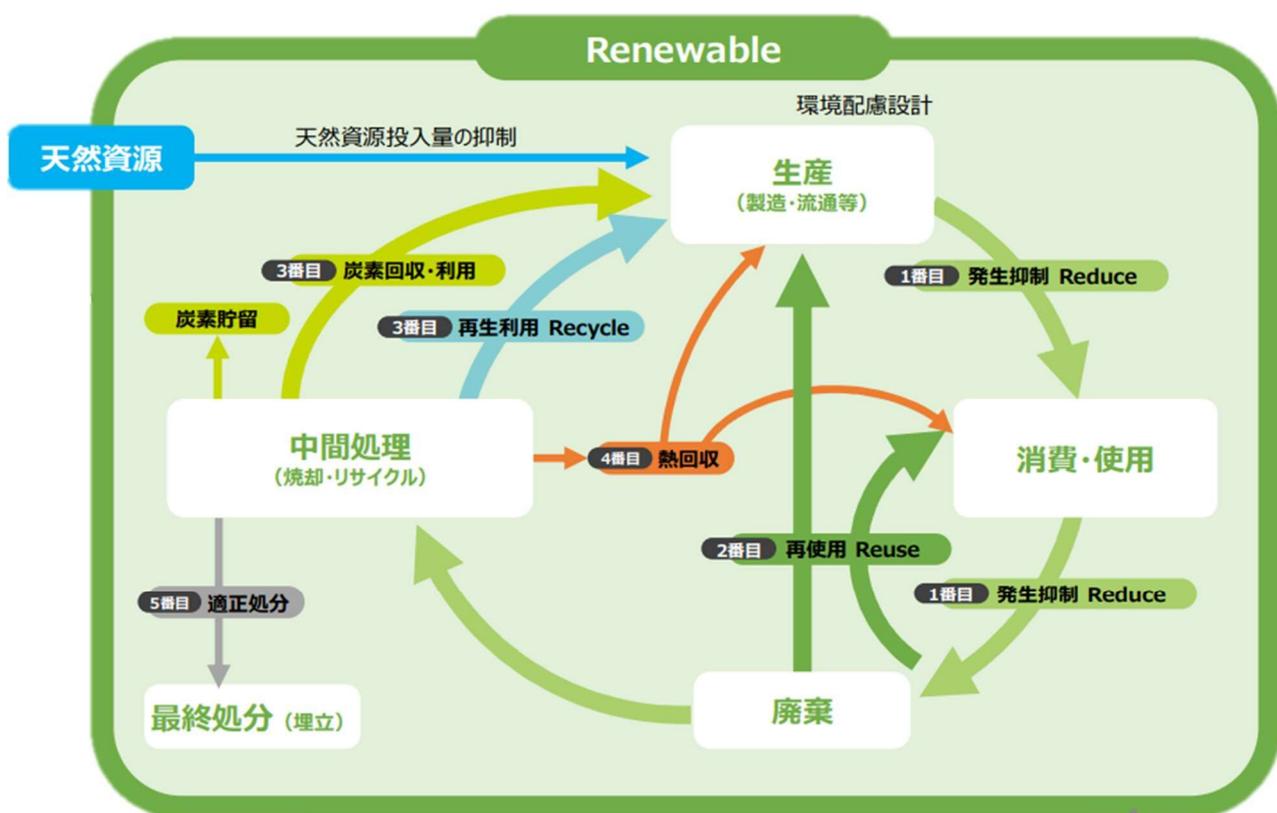
- ごみを正しく分別して集積所に出し、資源化できるものは貴重な財産として積極的に資源回収へ出します。
- 再利用可能な物について、総社市が実施している「生活用品交換銀行」を積極的に活用しリユース（再利用）に努めます。
- 家庭から出る雑がみについては、こまめに分別し、「雑がみ交換制度」を積極的に活用することで、雑がみの資源化を図ります。
- 食材の「使いキリ」、料理の「食べキリ」、生ごみの「水キリ」を心がける「3キリ運動」に取り組めます。
- 食品ロスを削減するため、必要な量の計画的購入や「3010運動^{※2}」の実施のほか、「フードドライブ^{※3}」活動への取り組みに努めます。
- レジ袋の使用を控え、マイバッグやマイボトルを持参することで、プラスチックの排出抑制に努めます。
- ポイ捨てされたごみが川を通じて海へ流出し、生態系に影響を及ぼすことを理解し、適切にごみ処理を徹底します。
- 使い捨ての容器やストローなどを選ぶときは、植物を原料としたバイオマスプラマーク^{※4}が付いた製品を意識して選択します。

※1 3R「Reduce（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）」「Reuse（ごみにせず繰り返し使う）」「Recycle（ごみにせず再資源化する）」+Renewable（再生可能な資源に替える）

※2 宴会の始まりの30分間と終わり前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動

※3 家庭で余っている食品を回収拠点に持ち寄り、地域の福祉施設などに寄付する活動

※4 バイオマスプラスチックとは、植物などのバイオマス（再生可能有機資源）を原料としたプラスチックの総称で、バイオマスプラスチックを一定比率以上含み、かつ、安全性の審査基準に合格した製品に使用を認めているマーク



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

出典：環境省

4. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入

地球温暖化問題を「自分事」として捉え、持続可能な脱炭素社会を築くためには、私たちの日常生活そのものを環境に配慮した生活様式へと転換していくことが不可欠です。

一人ひとりが日々の生活を少しずつ見直し、省エネルギーの積極的実施とともに、再生可能エネルギーを「創り、貯め、賢く使う」効率的で無駄のない暮らしを広げていきます。



<施策>

- 「デコ活^{※1}」への取り組みを積極的に行います。
- 家族で環境について話し合い、早めの消灯や、一つの部屋に集まって過ごす「クールシェア、ウォームシェア^{※2}」など、省エネルギー対策を共有します。
- 家電製品などの買い替え時には、省エネルギー性能の高い製品を優先的に選択します。
- 公共交通機関の利用に努めます。
- 温室効果ガスの発生抑制のため、自宅の新築や増築の時には、省エネルギーに配慮した断熱性能の高い設計や高効率設備の導入を検討し、エネルギー消費を最小限に抑える住まいづくりに努めます。
- マイカーの購入時には電気自動車やハイブリッド自動車などを検討するとともに、急発進を控えるなどのエコドライブ（環境に配慮した運転）を実践します。
- 屋根置き太陽光発電などによる再生可能エネルギーや蓄電池を導入し、エネルギーを「創り、貯め、賢く使う」効率的で無駄のない暮らしを実践します。

※1 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称
二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）
脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

デコ活アクション まずはここから
デ 電気も省エネ 断熱住宅
コ こだわる楽しさ エコグッズ
カ 感謝の心 食べ残しゼロ
ツ つながるオフィス テレワーク
出典：環境省

※2 エアコンの使い方を見直し、一つの部屋に集まって涼しさ（暖かさ）を共有すること

5. 自然体験と環境を学ぶ

環境課題への取り組みの第一歩として、自然との触れ合いを通じて、人も生態系の一員という「共生」について理解を深め、人の生活が環境に及ぼす影響を学び、日常生活の中から取り組みを実践していきます。



<施策>

- 行政や学校、地域が実施する自然体験活動に積極的に参加し、地域の自然の良さを再認識するとともに、最新の環境知識を学び、気候変動や生物多様性などの地球規模の課題を「自分事」として捉え、身近な環境を守る意識を育てていきます。
- 私たちの日常生活の行動の一つひとつが環境負荷の要素となっていることを再認識し、より環境負荷の低減につながる生活様式を習慣化します。
- 体験したことや学んだことを話し合い、自然の大切さなどについて意識を共有します。

6. 郷土愛の醸成

総社市の美しい自然や伝統的景観を良好な状態で残していくために、一人ひとりがくらしの中で環境を慈しみ、保全活動へ関わることは、郷土への誇りと愛着を育むことにつながります。そのために、継続的に実践できる身近な環境保全活動への積極的な参加に努めます。



<施策>

- 地域での美化活動など、地域の人々と関わりあいながら実施する環境保全活動へ積極的に参加することで、郷土愛の醸成とそれぞれの地域の環境保全に対する意識の向上に努めます。
- 一人ひとりが自宅周辺や耕作地に接する道路や水路、近隣の公共空間などの清掃を習慣化することで、地域的美観を維持・向上させ、環境保全の心を醸成します。
- 所有（管理）する家（敷地）・墓地・山林・田畑の現状を把握し、荒廃させないよう管理に努めます。
- 市内に点在する古墳や史跡周辺の環境保全に関心を持ち、伝統的景観を守る意識の向上に努めます。

第2節

学びを実践し、循環型社会の核となる『地域・学校』

【現状と課題】

かつて地域コミュニティは、人々のつながりや相互扶助を通じて、身近な自然保護や防犯・防災といった住環境の維持に大きな役割を担っていました。しかし、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化により地域コミュニティの活力を維持することが困難となりつつあります。

気候変動や生物多様性の損失が深刻化する環境課題を解決するためには、既存の地域コミュニティに加え、学校、若者世代といった多様な主体がつながる協働が大切です。次世代を担う子どもたちが地域への愛着を持ち、持続可能な社会の形成者として育つ「環境教育・ESD[※]」を推進するとともに、誰もが参加しやすい仕組みづくりや、次世代にその活動をつないでいく人材育成が重要となってくるため、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

※ Education for Sustainable Development の略称。持続可能な開発のための教育

1. まちの美観向上

住む人にやさしいまち、みんながワクワクするまちづくりを目指すために、地域コミュニティが中心となった積極的なまちの美化活動により、美観の向上を図ります。



<施策>

- 地域や学校で美化活動を実施し、多くの地域住民に参加してもらえるよう積極的に呼び掛け、地域一体となって美化意識を高めます。
- 公園や緑地を利用者が気持ちよく利用できるように、公共空間の美化清掃などボランティア活動への参加を広く呼び掛けます。
- 学校での環境教育の中に地域の美化活動を取り入れ、子どもたちが自分たちの住む地域の環境改善に関わる機会をつくります。
- ペットの散歩時には、ふんの処理マナーを守るとともに、総社市が実施するレッドカード作戦を活用し、地域一体となってマナーの徹底を呼び掛けます。
- 油など水路・用水を汚すものを流さないよう呼び掛けます。

2. 廃棄物の減量とリサイクルの推進

持続可能な循環型社会の構築に向け、地域一体での廃棄物の減量化とリサイクルの推進に、地域の各団体や学校の協働によって取り組みます。



<施策>

- 地域や学校で資源回収を実施し、地域一体となって再資源化に努めます。
- 地域・学校行事において、リユース食器※の使用を徹底し、行事から出るごみを発生させない生活様式に転換していきます。
- 地域の「ふれあいサロン」などにおいて、出前講座などで廃棄物の減量と3R+Renewableについて勉強し、その参加者が中心となって地域に啓発していきます。
- 学校でのバザーの開催を広く地域に周知することで、各家庭で不用になった物を地域で再利用していきます。
- 地域や学校でフードドライブを実施し、家庭で余った食品を有効活用します。
- 地域をあげての不法投棄の情報提供により、監視体制を強化していきます。

※ 使い捨て容器に替えて使用する、洗って再使用する容器やお箸など



出前講座

3. 環境教育の推進

生涯を通じて環境保全活動を実践していくためには、学校教育や社会教育の中で異なる価値観を持つ多世代の協働により、学校や地域社会での様々な場面において、環境教育に触れることが大切です。

また、次世代を担う子どもたちの発達段階に合わせた環境教育を実施することで、環境を大切に作る心や、よりよい環境を創造する意識を形成します。



<施策>

- 省エネルギー化・脱炭素社会の実現のため、デコ活について学ぶ機会を設けます。
- 学校や公民館において環境教育の場を提供し、地域や学校で積極的に活用されるよう努めるとともに、環境学習を担う人材を育成します。
- 子どもの発達段階に応じた環境教育を進め、次世代を担う人材の育成につなげていきます。
- 学校においてタブレット端末や動画などのデジタル機器を活用し、環境教育の一層の充実を図ります。
- 教科横断的な視点で環境問題を捉える授業や、地域の自然を舞台とした観察・調査活動に取り組みます。
- 食育の推進に取り組むことで、子どもたちの中に「もったいない」という精神を育み、食品ロス削減の意識の向上に努めます。
- 外国人住民に対して、地域の環境保全活動への参加を呼び掛けるとともに、環境保全に関して理解を深めてもらい、情報共有に努めます。
- 昭和五つ星学園義務教育学校名誉校長の野口健氏と、豊かな自然環境に直接触れあう体験型環境学習に取り組みます。



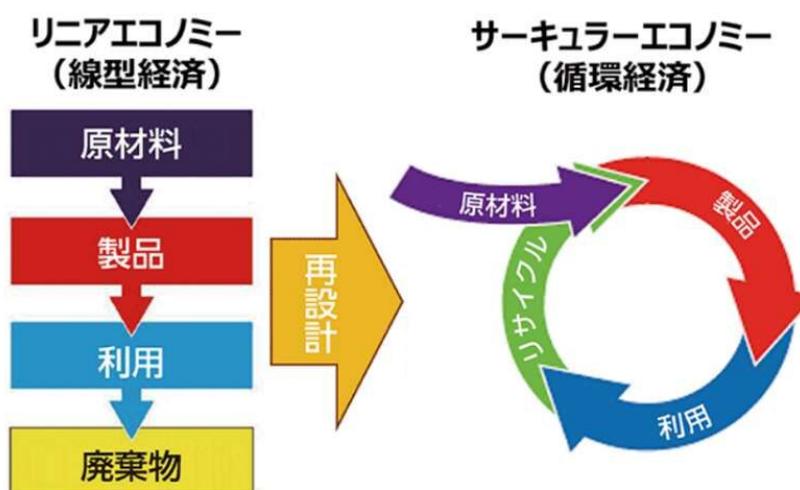
鬼城山で環境学習する児童

第3節

循環型社会を構築する『事業所』

【現状と課題】

これまでのリニアエコノミー（線型経済）型の経済活動は、様々な環境汚染を引き起こし、地球規模での環境問題と密接に関係しています。こうした現状を認識し、持続可能な循環型社会を構築するためには、サーキュラーエコノミー（循環経済）型の経済活動へと転換し、事業所の脱炭素経営やネイチャーポジティブ（自然再興）、CSR（企業の社会的責任）、環境負荷低減、地域資源の循環を通じて市民・家庭、地域・学校、行政と協働し、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。



出典：環境省

1. 自然環境・景観への配慮と緑化推進

ネイチャーポジティブ（自然再興）を意識した自然環境との調和に配慮した事業活動を通じて、市民・家庭、地域・学校、行政と協働で緑化の推進に努めます。



<施策>

- 事業所を開設するときは、ネイチャーポジティブ（自然再興）を意識した緑地の創出に努めます。
- 既存事業所内の緑地の管理をこまめに行い、景観保全に努めます。
- 周辺環境と調和した建築物や構築物の建設に努めます。
- 過度な照明や光が周辺の自然環境や生活環境を乱さないように努めます。

2. 大気・水・騒音・悪臭などの公害防止

リニアエコノミー（線型経済）型の経済活動は、様々な環境汚染を引き起こし、環境負荷の原因となり得ます。法令遵守はもとより、環境保全のCSR（企業の社会的責任）を果たすべく環境コミュニケーション※により情報を共有し、持続可能な環境保全に努めます。



<施策>

- 関係法令を遵守するとともに、自主的な環境負荷の低減に努めます。
- 大気汚染防止法の排出基準を遵守するとともに、粉じんの発生抑制に努めます。
- 水質汚濁防止法の排水基準を遵守するとともに、規制対象外事業所も汚濁負荷量の低減に努めます。
- P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）を遵守し、事業活動に伴う化学物質の移動・排出量などを把握し、使用量の削減や代替物質への転換を推進し、環境コミュニケーションに努めます。
- 建設工事や工場運営では、低騒音・低振動型機械を使用し、作業時間にも配慮して、騒音・振動の発生防止に努めます。
- 騒音・振動などの発生源となりうる事業所の責任として、自主的な測定による状況把握と適正な管理体制の構築・運用、環境コミュニケーションに努めます。
- 事業所から排出される臭気の発生原因を調査・特定し、脱臭化や清掃管理を実施するなど、不快な臭気が漏れないように努めます。

※ 持続可能な社会の構築に向けて、個人、事業所、行政などの各主体間の連携・協力関係を確立するために、環境負荷や環境保全活動に関する情報を共有し相互理解と納得を深めていくこと。

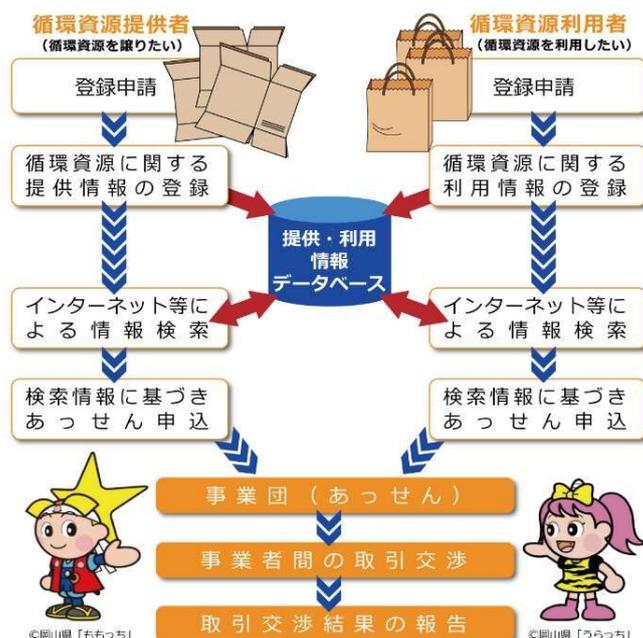
3. 廃棄物の発生抑制・減量と適正処理

持続可能な循環型社会を構築するため、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた製品の開発・製造を行い、サーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を推進し、市民・家庭、地域・学校、行政と協働し、不法投棄されない地域資源の維持に努めます。



<施策>

- 製品が商品化し利用される過程（設計・原材料の仕入れ・製造、販売・提供・回収）において、3R+Renewableに向けた資源循環の推進に努めます。
- 廃棄物処理については法令を遵守し、自らの責任において適正に処理します。
- 事業所から排出される循環資源を他の事業所が利用できる、岡山県の「循環資源マッチングシステム※」を有効に活用します。
- 地域の美化活動などに積極的に参加し、不法投棄が発生しにくい地域環境の創出に努めます。
- 住宅用地の開発や分譲において、家庭ごみの適切な処理ができるよう開発業者などは地域住民との十分な事前協議を行うよう努めます。



※ 循環資源マッチングシステムの流れ

出典：岡山県循環資源総合情報支援センター

4. 食品ロスの削減推進

現在の日本の食料の多くは輸入に頼っていますが、その反面、食べられる食品も大量に廃棄しており、食品ロスの約半分は食品関連事業所から発生しています。そのため、食品ロスの削減、「もったいない」の普及啓発、食品の有効利用に努めます。



<施策>

- 商慣習の見直しによる納品期限の緩和への協力や、賞味期限表示の年月化など、売れ残りを減らす販売方法の工夫に努めます。
- 宴会や会食で食べ残しを削減するため「3010運動」を推奨します。
- 消費者が食品ロスに対する認識を一層高め、消費活動を改善するよう啓発活動に努めます。
- 食品ロス削減につながる「てまえどり※」を推奨し、消費者の行動改善を支援します。
- 食品を必要としている福祉施設などへ、包装の破損や過剰在庫などで発生した安全に食べられる食品を無償で提供する『フードバンク活動』への協力を積極的に努めます。
- 製造過程で発生する食品廃棄物については、飼料化や肥料化など食品リサイクルに積極的に取り組みます。

※ 購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動



出典：環境省

5. デコ活の推進

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減は、脱炭素社会実現に向けた重要な課題であるため、事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、脱炭素経営を推進し、市民・家庭、地域・学校、行政と協働し環境保全や温暖化防止行動に取り組み、持続可能な循環型社会の構築に努めます。



<施策>

- デコ活への賛同登録を積極的に行い、省エネルギー化・脱炭素化に努めます。
- 事業所の新築や改修の際には、経営の効率化とウェルビーイング（高い生活の質）を両立させるため「ZEB※化」を検討します。
- 空調やボイラーなどの設備更新の際には、高効率機器や脱炭素型設備の導入に努めます。
- 原材料の調達や物流などにおいて脱炭素化を目指し、取引先との協働に努めます。
- 車の運転時は、急発進を控えるなどのエコドライブ（環境に配慮した運転）に努めます。

※ Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物



出典：環境省

6. 環境に関する意識の向上と人材育成の推進

地域の良好な環境を将来にわたって保全し、持続可能な循環型社会を構築していくために、事業活動と環境負荷の関わりを正しく理解する必要があります。そのために、環境に関する意識の向上を図るとともに、地域・学校と協働して環境教育の機会を設け人材育成に努めます。



<施策>

- 従業員が自社の事業活動と環境負荷との関係を正しく理解することで、事業活動において環境配慮及び保全活動が促進されるよう、職場での環境学習・環境教育に努めます。
- 事業所が自社の特性を活かして、地域・学校での環境学習の講師として貢献できるように、各種研修会などへの従業員の参加を促進し人材育成に努めます。
- 「デコ活」や「ネイチャーポジティブ（自然再興）」など、環境に関する意識の向上に努めます。
- 地域・学校、行政と協働し、環境保全活動を推進していきます。
- 次世代を担う子どもたちに、事業活動と環境の共生について学ぶ機会の創出を検討します。
- エコアクション21[※]などの環境マネジメントシステムの認証取得を検討します。

※ 環境省が策定した、中小企業、学校などでも取り組みやすい国内の環境マネジメントシステム

～企業の体幹を強化し選ばれる企業に、持続可能な未来～



第4節

やさしさを、自然と都市を融合させるまちづくり『行政』

【現状と課題】

世界的な問題である地球温暖化や資源の枯渇などの問題解決に向け、カーボンニュートラル実現は不可欠です。温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、目標達成のためには更なる削減努力に加え、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入・転換が重要です。ウェルビーイング（高い生活の質）を実感できる持続可能な循環型社会の構築に向け、次の基本的施策を中心に取り組んでいきます。

1. 地球環境の保全【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

日常生活や事業活動の拡大に伴う温室効果ガスの増加は、地球温暖化を加速させてきました。地球温暖化による気候危機や生態系の破壊は、私たち人類の生存基盤を揺るがす深刻な問題となっています。

この問題を解決するため、私たち一人ひとりが「環境を守る」側であると同時に、自らの選択が「環境を創る」という意識を持ち行動することで、ウェルビーイング（高い生活の質）を実感できる持続可能な循環型社会を目指します。

また、温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、省エネルギー化、再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討し、環境負荷を低減するだけでなく、災害時もエネルギーを自給できる、強靱で持続可能なまちづくりに努めます。



総社市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的事項

■ 計画の目的と目標

地球温暖化問題の解決に向け、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指します。

■ 計画の基準年度と目標年度

国の地球温暖化対策計画に示す次期削減目標を踏まえ、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、令和12年度（2030年度）、令和17年度（2035年度）、令和32年度（2050年度）を目標年度とします。

■ 対象とする温室効果ガス及び対象とする部門

対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とし、産業部門（農林水産業、建設業・鉱業、製造業の工場・事業場におけるエネルギー消費に伴う排出）、業務部門（事務所・ビル、商業・サービス業施設などにおけるエネルギー消費に伴う排出）、家庭部門（家庭におけるエネルギー消費に伴う排出）、運輸部門（自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出）及び廃棄物部門（一般廃棄物（プラスチック）の焼却に伴う排出）ごとに把握します。

総社市の温室効果ガス排出量

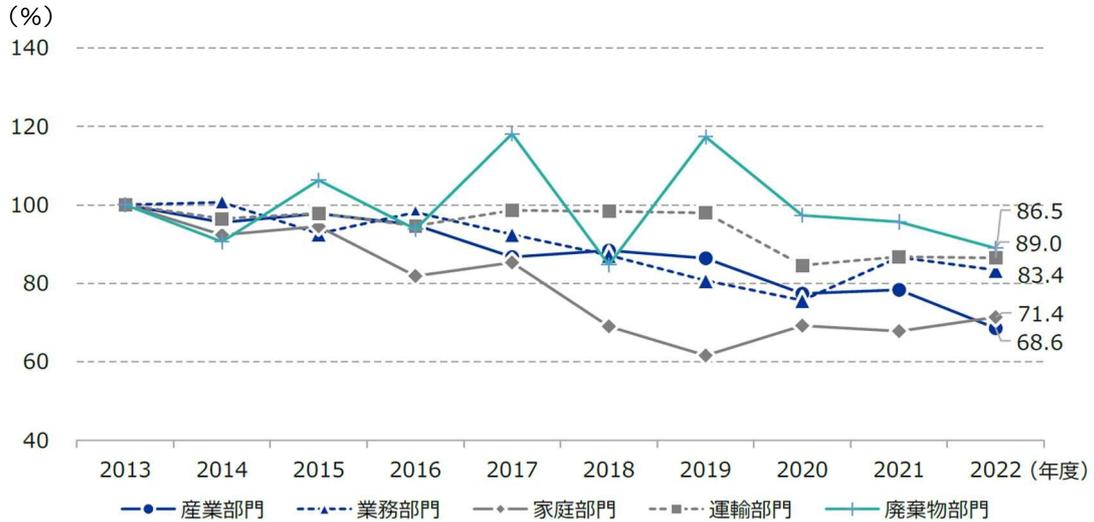
総社市の温室効果ガスの排出量は、平成25年度（2013年度）は694.8千t-CO₂、令和4年度（2022年度）は517.9千t-CO₂となっており、排出量の推移をみると減少傾向にあります。

部門別に見ると、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、家庭部門、業務部門、廃棄物部門の順になっています。



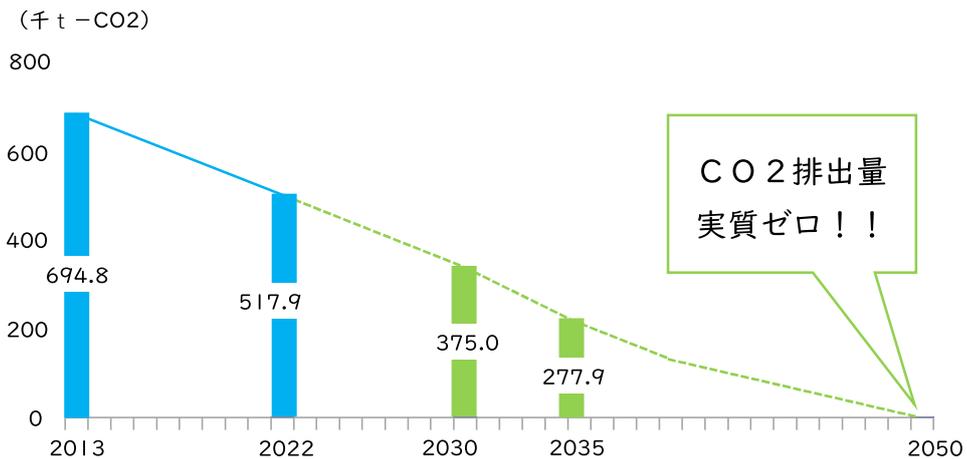
温室効果ガス部門別排出量の推移

基準年度の平成25年度（2013年度）から温室効果ガス排出量の推移をみると、令和4年度（2022年度）にはすべての部門で減少しています。



温室効果ガス削減目標

国の地球温暖化対策計画に示す次期削減目標を踏まえ、温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。



令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で46%削減
 令和17年度（2035年度）に平成25年度（2013年度）比で60%削減
 令和32年度（2050年度）にカーボンニュートラル実現！

再生可能エネルギー導入目標

令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標を達成するために、再生可能エネルギー（太陽光発電）導入目標を以下のとおり設定します。

区分		対象	導入目標 (kW)	
			内訳	
太陽光発電	建物系	一般住宅	6,086	4,723
		カーポート		1,363
		公共施設	4,560	300
		民間事業所		3,760
	土地系	遊休地など	500	
合計			10,646	

令和12年度（2030年度）までに令和4年度（2022年度）から新規で約10.6MW導入

<施策>

- 省エネルギー化・脱炭素社会の実現のため、デコ活の普及啓発に努めます。
- 自動車や家電製品などの買い替え時には、省エネルギーに配慮した製品を積極的に導入できるよう、市民や事業所に対し情報提供します。
- 環境家計簿^{※1}の活用による、節電、燃料の節約、節水など省資源・省エネルギー活動の実践を普及促進します。
- エコドライブ（環境に配慮した運転）や公共交通機関の利用促進、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車など）の導入などにより、大気保全と併せて省エネルギー化を図ります。
- 日本自然保護協会（NACS-J）などの専門家による講演会の開催といった、地球環境保全に係る関係団体との連携を図ります。
- 新築・改築や電力消費量が多い公共施設については、PPA^{※2}やリース方式など、自家消費型の太陽光発電の導入を検討します。
- 公共施設の屋根に加えて、駐車場の上部空間などへの太陽光発電の導入を検討します。
- 防災拠点や避難場所となる公共施設については、蓄電池の導入を検討します。
- ペロブスカイト太陽電池^{※3}などの次世代エネルギーに関する情報収集に努めます。

- 大規模な太陽光発電の導入にあたっては、「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例^{※4}」や「岡山県景観条例^{※5}」など関係法令を遵守のうえ、周辺住民との良好な関係を構築するよう促します。
- 森林環境譲与税を活用した森林整備を推進し、主伐や間伐に伴って発生する未利用材などを燃料とした「木質バイオマスボイラー」の導入可能性について調査・検討を行います。
- 太陽光発電によるクリーンな電力を電気自動車に供給する一般利用可能な充電インフラの整備を検討します。
- 吉備路自転車道におけるレンタサイクル事業など、徒歩や自転車での脱炭素型の移動手段を利用できる環境づくりを推進します。
- 気候変動に伴う猛暑に対し、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）やクールシェアなど熱中症対策を推進します。

※1 家庭のエネルギー消費量及び二酸化炭素の排出量を知ることで、環境にやさしい生活を実施するために普段の生活を見直すきっかけとなるもの

※2 Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略称。発電事業者が太陽光発電設備を設置・維持管理し、そこで発電した電気を消費者に販売する仕組み

※3 薄くて、軽く、柔軟性がある次世代型太陽電池

※4 設置禁止区域や設置に適さない区域を定め、設置者の責務として地域住民との適切なコミュニケーションを講ずることなどを定めた条例

※5 大規模行為の規制や景観形成施策などを定めた条例

2. 自然環境の保全

総社市は県中南部に位置しており、高梁川や吉備高原、平野部に広がる田園地帯があります。また、県中部に生息する動植物の分布も多く、各所で希少生物の存在が確認される極めて特異的な自然環境を有していることから、次世代へ豊かな自然環境を残すための保全活動に努めます。



外来生物の駆除

<施策>

- 総社市に生育・生息する動植物の現状について市民の関心を高め、理解を深めるため、NGO といった団体と協働で野外観察会などを開催します。
- 各種調査で確認された希少動植物の保護を行うとともに、渓谷や自然を残す樹林など多様な生物の生育・生息域の一体的な保全を図ります。
- 外来生物から在来種を保護するため、外来生物法などの普及啓発に努め、緊急性が高いと考えられる地域や水域において、外来生物の駆除を実施します。
- 総社市都市計画マスタープラン^{※1}における土地利用方針に基づき、計画的な土地利用の推進を図ります。
- 防災、水源涵養^{※2}などの公益機能に配慮し、開発との調和を保ちながら、森林の保全と憩いの場などとしての活用を図ります。
- 農地の確保及び適切な管理と耕作放棄地の活用を図ります。また、農業後継者や新規就農者の育成と支援に努めます。
- 河川や水路・ため池の整備に当たっては、自然環境の保全、水辺空間における親水性の向上及び生態系の維持に配慮します。
- 水田が持つ保水力を活用する流域治水を推進し、美しい景観や生態系を維持しながら、流域全体で水害を防ぐ取り組みを検討します。
- 自然保護行事の開催など、自然とふれあえる環境づくりに向けた行事への市民参加を促進します。
- イノシシやヌートリアなど、有害鳥獣による農林業被害の軽減に向けた防護柵の設置や捕獲に対する支援など、各種対策を推進します。

※1 都市の将来像を明確にし、その実現に向けた整備方針を定めるもの

※2 涵養（かんよう）：水がしみこむように、自然に養生すること
水源涵養の機能は、洪水緩和、水資源貯留（水量調節）、水質浄化など

3. 生活環境の保全

総社市独自の子育て政策や企業誘致政策により、人口増加と都市化が進んでいます。こうした都市化が進むことで、生活騒音や水質汚濁など、これまでの良好な生活環境への影響が課題となっています。本市は、都市化の推進と環境保全の両立・共生が成り立つよう、引き続き良好な環境の維持と環境負荷の低減に関する啓発、指導を実施します。



<施策>

- 大気・水質・有害物質については、県と協力して工場・事業所に対し法令遵守の徹底を指導するとともに、規制対象外事業所などについても自主的な負荷軽減を働きかけます。
- 不法投棄について、監視体制を強化させ、不法投棄を抑制する看板を配布するなど未然防止に努めます。
- エコドライブ（環境に配慮した運転）などを広く周知し、環境意識の向上を図ります。
- 下水道施設の老朽化対策と、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 家庭でできる水質保全対策の普及促進を図ります。
- 公共用水域や工場排水の水質検査を継続して実施し、必要に応じて測定地点の見直し・拡充に努めます。
- 環境保全型農業の推進を図ります。
- 畜産事業所に対し、ふん尿分離・搬出や畜舎の清掃など関係法令遵守を徹底するよう指導します。
- 事業所・建設工事に起因する騒音・振動については、関係法令遵守を指導するとともに、低騒音・低振動型建設機械の導入や作業時間の配慮を促します。
- 自動車騒音調査を継続して実施するとともに、測定地点についても交通量の変化を考慮して見直していきます。
- 工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、特定悪臭物質の排出規制など関係法令遵守の徹底を指導します。
- ペットの適正な飼育方法やふんの放置防止の啓発活動を強化し、飼い主の責任ある行動を促します。

- 日常生活に起因する悪臭を防止するため、啓発に努めます。
- 過度な屋外照明を控え、防犯性を保ちつつ、生活環境などに配慮した良好な光環境を推進します。
- 空き家などの放置によって引き起こされる生活環境の悪化を防止するため、所有（管理）者に対し「管理」「利活用」「除却」を促します。

4. 景観の保全

総社市は豊かな自然景観と、伝統的景観が融合した都市を形成しており、こうした景観は、私たちに安らぎと潤いを与えてくれます。しかし、経済活動の発展と居住区域の拡大に伴い、市街地以外の都市化も進んでおります。そのため、良好な景観形成が損なわれる可能性もあります。本市は、これまでの良好な景観に配慮しつつ持続可能なまちづくりを目指し、その保全に努めます。



<施策>

- 山間部に広がる河川や森林などが持つ水源涵養や大気浄化、防災などの公益的機能の維持とともに、優れた自然景観の保全に努めます。
- 丘陵部に広がる2つの県立自然公園と、鬼ノ城・備中国分寺をはじめとする数々の歴史的・文化的遺産が形作る伝統的景観及び里山景観に配慮した景観の保全に努めます。
- 平野部の良好な農業用地を保全しつつ、その田園風景と調和したグリーンインフラ^{*}の活用による持続可能な景観の形成に努めます。
- 再生可能エネルギー発電施設の導入は、自然環境や伝統的な景観の保全を優先事項とし、地域コミュニティとの調和を図るため、事業所の責任において近隣との合意を形成するよう指導します。
- 市街地では、公園や広場の緑化を図り、緑あふれる景観形成に努めるとともに、商店街通りにおいては、歴史的・文化的遺産や落ち着きのある環境を活かし、住宅と商店の調和が取れた町並み景観の形成に努めます。
- 公園・道路・河川などの公共事業において、周辺的环境や地域特性に配慮したデザインや色彩による施工に努めます。

※ 自然環境が有する多様な機能（防災・減災、地域振興、環境保全など）を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取り組み

5. 廃棄物の発生抑制・減量と適正処理に向けた施策の展開

これまでのリニアエコノミー（線型経済）型の経済活動は、廃棄物処理問題や限りある資源の枯渇問題など、次世代へ引き継ぐ上で解決すべき課題を引き起こさせました。持続可能な循環型社会システムの構築は、私たちの責務です。そうした社会システムを形成するため、資源の有効利用や廃棄物の再生利用などを推進し、3R+Renewableを実践する生活様式への転換を促進します。



<施策>

- 3R+Renewable によるサーキュラーエコノミー（循環経済）について広く啓発し、持続可能な社会の構築を推進します。
- ごみ袋変動相場制による仕組みを周知し、ごみの発生抑制と減量化を推進します。
- ノーレジ袋・マイバッグ運動、3010運動、エコマーク商品の購入、グリーン購入^{※1}など、ごみの減量や3R+Renewable 促進の取り組みを啓発し推進します。
- 壊れたものはリペア（修理）して使うなど、「もったいない」をキーワードにしたごみ減量化を周知・推進します。
- ポイ捨てごみが川や海を汚す「海ごみ問題」を「自分事」として捉えるための啓発を行います。
- 生ごみ処理機を活用した生ごみの減量を支援し、家庭から出る生ごみの資源化を図ります。
- 不用品のリユース（再利用）を促進するため、民間事業所との連携によるリユースプラットフォーム^{※2}の普及啓発を行います。
- より分かりやすいごみの分別表の作成、分別状況の公表などにより、分別の必要性を周知するとともに、分別の一層の徹底を促進します。
- 外国人住民が地域のごみ出しルールを理解し、円滑に生活できるよう、多言語パンフレットの作成や講座などで啓発します。
- プラスチック製品の資源化を促進するとともに、さらなるプラスチック資源循環への取り組みに向けた調査・検討を進めます。

- 生ごみや下水汚泥などについては、再生利用の今後の技術革新などにも注視しながら、その活用について検討し、資源化を推進します。
- 木質ペレットの再資源化、焼却灰の肥料化などについて調査・研究し、資源循環の仕組みを検討します。
- 不法投棄を発見した場合は、県や警察など関係機関と連携して原因者の究明を行い、原因者に対して原状回復を強く指導します。
- 廃棄物の処理を安全、かつ、衛生的に進めるとともに、処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 産業廃棄物の処理については、事業所の自己処理責任の原則を徹底し、県及び関係機関と連携を図り、不適正処分及び不法投棄の防止に努めます。
- 学校や地域での学習を通じ、子どもたちから「ごみは資源」の感覚を持つ人材を育成します。
- 各種団体の資源回収活動への支援により、再資源化を推進します。

※1 環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること

※2 不用品を売買・譲渡する場

6. 情報提供や広報・周知活動

総社市の良好な環境を未来へつなぐためには、環境に関する正しい知識を持ち、適切な行動をすることが大切です。また、環境課題は個々の行動だけでは解決しにくいいため、多くの市民・事業所などが情報を共有し、協働して行動することで、大きな成果が生まれます。そのため、本市は本計画の成果や評価など多様な情報を共有することで、様々な立場と連携が図れるように努めます。



<施策>

- 広報紙、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの情報媒体を活用し、環境に関する情報を広く発信に努めます。
- 地域や学校、事業所、行政が実施する環境保全活動の情報収集を行うとともに、多くの人が参加できるような情報提供システムを構築します。
- 本計画のKPI（重要業績評価指標）に基づいた評価や、温室効果ガス削減量、ごみ排出量などのデータを公表し、市民などと達成感を共有しながら活動を推進します。

7. 環境行政推進のためのネットワークの構築

現在の複雑多様化している環境問題には、これまで掲げた各主体が個別に活動していただくだけでは対応しきれません。各主体や他市町村、県・国とも連携を図りながら協働による相乗効果を生み出すことで、実効性の高い環境施策に取り組むことができるネットワークの構築に努めます。



<施策>

- 環境保全活動を通じて交流する市民・家庭、地域・学校、事業所、行政などがもつ様々な環境関連情報の共有を図ります。
- 共有する情報をそれぞれの立場において活用しやすい情報として整理し、提供します。
- 市民・家庭、地域・学校、事業所と関係行政機関（岡山県備中県民局や岡山県環境保全事業団など）とが連携して、様々な環境保全活動の実施に向けたネットワークの構築を図ります。
- 環境保全活動の実施のために構築するネットワークにおいて、リーダーとなるような人材や、次世代へ引き継いでいけるような人材の育成に努めます。



持続可能な開発目標（SDGs）の14の目標の視点に基づく
総社市環境基本計画の取組施策

SDGsの目標	環境に配慮し、心豊かな生活を育む『市民・家庭』					学びを实践し、循環型社会の核となる『地域・学校』				
	実践の推進	身近な自然環境保全の取り組みの推進	生活環境の向上に向けた取り組みの推進	廃棄物の発生の抑制・減量と適正処理、リサイクル	省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入	自然体験と環境を学ぶ	郷土愛の醸成	まちの美観向上	廃棄物の減量とリサイクルの推進	環境教育の推進
				○					○	○
										
						○		○	○	○
		○						○		
					○					
										
										
										○
		○					○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○
					○	○				
	○	○	○					○		
	○									
	○					○	○	○	○	○

取組施策 SDGsの目標	循環型社会を構築する『事業所』						やさしさを、自然と都市を融合させるまちづくり『行政』							
	緑化推進 自然環境・景観への配慮と	公害防止 大気・水・騒音・悪臭などの	適正処理 廃棄物の発生の抑制・減量と	食品ロスの削減推進	デコ活の推進	環境に関する意識の向上と 人材育成の推進	地球環境の保全	自然環境の保全	生活環境の保全	景観の保全	適正処理に向けた施策の展開	廃棄物の発生の抑制・減量と	情報提供や広報・周知活動	環境行政推進のための ネットワークの構築
2 気候変動に具体的な対策を				○				○	○					
3 健康と長寿を促す		○							○					
4 質の高い教育をみんなに						○		○			○		○	
6 安全な水とトイレを世界中に		○						○	○		○			
7 再生可能エネルギーを普及させる					○		○		○					
8 働きがいも経済成長も								○						
9 産業とイノベーションに力をかかせる			○			○	○							
10 人や国ごとの格差をなくす											○			
11 住み続けられるまちづくりを	○	○	○				○	○	○	○	○			
12 つぶやみ、持続可能な消費と生産		○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	
13 気候変動に具体的な対策を					○		○		○					
14 海の豊かさを守ろう		○							○		○			
15 陸の豊かさも守ろう	○							○	○					
17 パートナーシップで目標を達成しよう		○	○		○	○	○	○			○	○	○	

第4章

地域の概要

第1節 自然的特性

総社市は、岡山県中南部に位置し、総面積は211.90平方kmです。東に岡山市、南に倉敷市、西に井原市及び矢掛町、北に高梁市及び吉備中央町が隣接しています。

地理的構造については、北部や西部は山地及び丘陵に囲まれ、南部には吉備平野が東西に広がっています。また、中央部を岡山県三大河川の一つである、一級河川の高梁川が貫流しているほか、東部には足守川が南流しています。

気象については、年平均気温は概ね15.5℃から16.5℃、降水量は概ね1,000mmから1,200mmで、温暖少雨で晴天に恵まれた瀬戸内気候区に属します。

第2節 社会的特性

総社市では、独自の政策として、「子育て王国そうじゃ」、予約型乗合タクシー「雪舟くん」、「障がい者千五百人雇用」、「英語特区」、「新教育特区」などを展開しています。また、高速道路網や鉄道の要衝に近く、その好立地を活かした企業誘致を成功させています。そうしたことから、近年では人口及び出生数も増加し、県下有数の発展を続けています。

1. 人口・世帯数

令和2年の国勢調査によると、総社市の人口は69,030人で、県内4番目の規模となっており、人口及び世帯数は、増加傾向にあります。

2. 産業別就業人口

第1次産業就業人口は、平成20年から令和2年の20年間において減少傾向が続いています。第2次産業就業人口は、平成27年までは減少傾向となっていましたが、令和2年には増加に転じています。第3次産業就業人口は、平成12年以降は概ね増加傾向にあります。

3. 土地利用

令和4年における総社市の地目別面積では、山林が30.3%を占め、次いで田が10.7%となっています。平成30年から令和4年における推移では、田及び畑は減少傾向、宅地、山林、原野及び雑種地は増加傾向にあります。

4. 運輸交通

総社市には、主要な道路として国道180号、国道180号総社・一宮バイパス、国道429号及び国道486号があります。また、北東部に高速道路の岡山自動車道があり、岡山市との市境に岡山総社インターチェンジが設けられています。現在、道路整備は2ルート計画しており、一層の道路交通網の利便性向上を進めています。鉄道においても、JR総社駅は、JR吉備線（桃太郎線）、JR伯備線、井原鉄道が乗り入れるターミナル駅となっています。

5. 公共施設

総社市内の主な公共施設は、行政機関、福祉施設、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、観光施設、学校などの各施設が市内に広く分布しています。

6. 文化財

総社市は古くは古代吉備国が繁栄した地であり、作山古墳などの多くの史跡や文化財があり、国指定13件、県指定19件、市指定43件、登録有形文化財が30件となっています。

7. 観光地・レクリエーション

総社市は豊かな歴史的・文化的遺産に恵まれ、高梁川や吉備高原、田園などの自然にも恵まれており、広範囲に観光・レクリエーション地が点在しています。

第5章

現 状 と 課 題

第1節 地球環境

1. 地球温暖化

現在、世界規模で地球温暖化の影響とみられる災害が相次いでおり、気候変動による危機は、人の健康と命、自然生態系などにおいて深刻さを増しています。この影響を少しでも抑えるためには、温室効果ガスの排出を削減していくことと、気候変動の影響による被害の防止・対策のどちらも必要であり、地球温暖化対策は世界共通の喫緊の課題となっています。国レベルではもちろんのこと、地域レベルにおいても市民・家庭、地域・学校、事業所及び行政が一体となった、積極的な対策を講じることが不可欠となっています。

総社市では、岡山連携中枢都市圏として、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取り組みを共同で行うことを宣言しています。総社市の温室効果ガスの排出量は、令和4年度には基準年度である2013年度（平成25年度）と比べて25.5%減となっています。

なお、平成3年から令和2年の総社近郊における気象観測所の年平均気温は上昇傾向にあり、さらなる地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

2. オゾン層の破壊

地球を取り巻くオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、私たちの生態系を保護しています。特定フロンによりオゾン層が破壊されて地上に届く紫外線量が増えると、人の健康への影響のほか、植物の成長阻害やプランクトンの減少など生態系への影響が懸念されています。

特定物質の規制などによるオゾン層の保護に関する法律や、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律などによって、オゾン層の保護対策に取り組んでいます。

3. 酸性雨

酸性雨とは、化石燃料の燃焼などにより放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などを起源とする酸性物質が雨や雪などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象をいいます。酸性雨は、河川や土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるため、原因物質の発生源となっている工場から排出されるばい煙や自動車排出ガスについては、厳しい規制があります。岡山県では水島工業地帯がある倉敷市や、備前市を対象に、硫黄酸化物の総量規制が実施されています。

第2節 自然環境

1. 自然環境関係の地域指定状況

総社市内における自然環境関連の地域指定状況としては、吉備史跡県立自然公園及び吉備路風土記の丘県立自然公園の2つの県立自然公園があるほか、県郷土記念物が3箇所あります。

2. 動植物及び生態系

総社市の自然環境の特徴は、吉備高原や田園地域など人々の生活とともに成立してきた里地里山によるもので、多様で豊かな生物相を形成しています。

(1) 植生自然度区分

総社市の植生自然度区分をみると、大部分が二次林を占め、南部に農耕地や市街地・造成地などが集中しています。また、高梁川の西部には自然林や植林地が点在しています。

(2) 植物

総社市の植物は、『総社市植物目録』、『旧山手村植物目録』、『清音村植物目録』によると、約1,500種の維管束植物が確認されています。そのうち岡山県版レッドデータブック記載種としては約110種確認されています。また、近年は外来植物も増加しています。環境省の自然環境保全基礎調査の特定植物群落調査では、熊野神社（種井地内）のタブノキ林と御前神社（延原地内）の樹林が確認されています。

(3) 動物

環境省の自然環境保全基礎調査や国土交通省の河川河辺の国勢調査などの資料により、総社市の動物では、高梁川水系及び用水路の淡水魚相に特徴があり、種の保存法指定種でもある絶滅危惧種のスイゲンゼニタナゴが確認されていることが特筆されます。

(4) 生態系及び生息環境

総社市の生態系及び生息環境としては、豪溪などに代表される花崗岩地帯の植物、また高梁川及び用水路などの植物淡水魚などが特徴的なものです。里地里山地域及び田園地域における人々の生活ならびに管理などにより生息環境が維持されてきたのも大きな特徴です。

① 豪溪地域と影谷川から槻谷川古生層地域

豪溪地域には、ホソバコケシノブ、ネズコ、ツメレンゲ、ゲンカイツツジなど貴重な植物が数多く生育しています。貴重な植物種の多くが花崗岩の崖などに着生しています。影谷川から槻谷川古生層地域では、タカネハンショウヅル、ステゴビル、トウササクサ、ヒメウラジロなど貴重な植物が生育します。花崗岩地帯とは全く異なる植物相を持ち、特に下倉槻地区周辺には岡山県内でも希少な植物が多く生育します。

② 高梁川湛井堰から十二ヶ郷用水地域

スイゲンゼニタナゴ、シロヒレタビラなど貴重な淡水魚が生息します。特にスイゲンゼニタナゴは種の保存法指定種で、全国でも岡山平野を中心とした地域だけに生息する淡水魚であり、十二ヶ郷用水周辺はその主な生息地の一つです。また高梁川合同堰（湛井堰）周辺では、かつて国指定天然記念物であるアユモドキが多く生息していたとされていますが、高梁川水系では近年は確認がありません。

3. 自然とのふれあい及び活動状況

総社市は、吉備高原、高梁川、各地域の田園風景など自然に恵まれており、自然とのふれあいに適した場所が多くあります。平成18年に中国自然歩道の追加があり、総社市の主な観光地、自然環境関連の地域指定箇所などが多く含まれています。

その他、吉備高原や福山山系の丘陵地における自然とのふれあい活動の場として、総社ふるさと自然のみちや幸福の小径、水辺の環境学習の場として高梁川に「水辺の楽校」が2箇所あるなど、自然体験活動を実施する場所が整備されています。

第3節 生活環境

1. 大気質

総社市内には岡山県により環境大気常時監視測定局（一般環境大気測定局）が設置され、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質（PM_{2.5}）などが24時間監視されています。

令和2年度から令和6年度の測定結果を見ると、光化学オキシダントは、県内の全測定局で環境基準を達成していませんが、市内での健康被害は報告されていません。その他の浮遊粒子状物質などの測定項目及びダイオキシン類は環境基準を達成しており、各項目における年平均値の推移からみても低下傾向にあります。

[資料]図 5-3-1

2. 騒音・振動

総社市では、道路に面する地域の騒音を測定しており、測定地点では「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値が適用されています。

毎年1路線で自動車騒音を測定しておりますが、令和2年度から令和6年度の測定結果を見ると、令和3年の県道清音真金線の沿道で環境基準を達成していないため、引き続き監視が必要です。

なお、測定地点は、今後の都市化及び道路の新設・改良などに伴う自動車交通量の変化をみながら、適宜見直していくこととします。

[資料]図 5-3-2

3. 悪臭

悪臭は工場・事業場が発生源となるもののほか、店舗や家庭にも原因がある「都市・生活型公害」となっています。

工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭は、悪臭防止法に基づき、岡山県知事が指定する規制地域において悪臭の原因となる物質を含む気体や水の排出が規制されます。規制地域については、「特定悪臭物質濃度規制地域」と「臭気指数規制地域」があり、総社市は、特定悪臭物質濃度規制地域に指定されています。近年の公害苦情件数は減少傾向にありますが、依然、工場・事業場が原因となっている割合が多いことから、工場・事業場における悪臭対策の更なる推進を図る必要があります。

4. 水質・土壌

(1) 公共用水域の水質

総社市は、一級河川高梁川及び児島湖に流入する二級河川笹ヶ瀬川の水系に属しています。高梁川の総社市沿岸地域は環境基準河川A類型に指定されており、環境基準点である「湛井堰」のほか、「下倉橋」で岡山県による公共用水域水質測定が行われています。また、総社市でも前川や十二ヶ郷用水など14地点で水質測定を行っています。

総社市内で令和2年度から令和6年度の過去5年間において、河川水質の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質）の環境基準への達成状況は、BODについて、令和2年度に井手川で、令和4年度に井手川と大溝川のそれぞれ1地点で環境基準を達成していませんが、そのほかの調査地点では環境基準値を達成しています。

[資料]図 5-3-4

(2) 地下水の水質

総社市内で令和2年度から令和6年度の過去5年間において、赤浜（令和2年度、令和6年度）、下倉（令和5年度）、富原（令和4年度）、日羽（令和3年度）で、年当たり1箇所岡山県による地下水水質調査が行われています。

調査項目は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が定められている環境基準項目（カドミウムなど28項目）で、全地点において全項目の環境基準を達成しています。

また、ダイオキシン類が、赤浜（令和2年度、令和6年度）、富原（令和4年度）で測定されています。これらの検査結果は、すべて水質の環境基準を達成しています。

(3) 土壌

総社市内で令和2年度から令和6年度の過去5年間において、阿曾小学校（令和2年度、令和6年度）、総社西小学校（令和4年度）で、岡山県による土壌のダイオキシン類調査が行われています。

これらの検査結果は、すべて土壌の環境基準を達成しています。

5. 日照

都市部において、家屋が密集して隣家と十分に間隔を有していない場合や、低層住宅地の中に高層建造物が建設された場合などに、日照が問題としてとりあげられることがあります。総社市では、日照に係る公害苦情は年に数件の対応があります。

6. 化学物質

化学物質のうち、環境を経由して人や動植物に有害な作用を及ぼすおそれがあるものを有害化学物質といいます。人や動植物・生態系への影響が未解明な物質を含めて、化学物質による環境汚染を防止するために、岡山県による大気、水、土壌など環境中のダイオキシン類などの有害化学物質の調査が行われています。

ダイオキシン類については、前述のとおり、総社市内では大気、水質、土壌とともに環境基準を達成しています。

環境基準が定められているジクロロメタン、ベンゼンなどの有害大気汚染物質は総社市内では測定されていませんが、令和2年度から令和6年度では、岡山県内の全測定地点で環境基準を達成しており、総社市でも環境基準を達成しているものと推察されます。

また、有害化学物質である PFAS (PFOS・PFOA などの有機フッ素化合物) について総社市が調査していますが、市内で指針値の超過は認められませんでした。

7. 廃棄物など

総社市のごみ排出量は、令和6年度が22,008 tで、内訳は可燃ごみが19,819 t、不燃ごみが379 t、資源ごみが815 t、粗大ごみが6,995 tです。令和2年度のごみ排出量は24,110 tであり、令和6年度までの4年間で9.6%減少しています。令和2年度と比較して令和6年度は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみすべてで減少しています。資源ごみを種類別に見ても、空き缶、空きびん、古紙、ペットボトル、トレー・古布のすべてで減少しています。

[資料]図 5-3-7

第4節 社会環境

1. 公園・緑地

総社市の都市公園は、令和7年12月31日時点で73箇所、約総面積80.75haです。市民一人当たりの都市公園面積は11.6m²となり、令和6年度末の全国平均値である10.9m²を上回っています。

2. 景観・まちの美観

総社市における景観は、高梁川や吉備高原などの自然景観、鬼ノ城や備中国分寺をはじめとする伝統的景観などがあり、それらが一体となった景観に特徴があります。

また、市中心部の総社宮から中央文化筋までの東西約1kmにわたり、格子戸や白壁などの町家風建物が点在しています。また、旧総社警察署の総社市まちかど郷土館は、市内で現存する唯一の明治洋風建築で、備中売薬や阿曾の鋳物など、明治時代を中心とした伝統産業の資料が展示されています。

美化活動として、道路や河川など一定区間を、住民や企業が愛情と責任を持って定期的な清掃・美化活動を行う「おかやまアダプト推進事業[※]」を岡山県が実施しており、そのプログラムに市内では67団体が参加しています。

※ 住民や企業等が、道路・河川などに愛着をもって定期的に行う清掃・美化活動を「アダプト」と呼び、アダプト活動を行う団体を認定し、サポートする事業

第5節 環境教育と環境保全活動

1. 環境教育

総社市では、生涯学習まちづくり出前講座や環境出前スクールを通じて、ごみの減量とリサイクルなどの出前講座を実施しています。また、河川環境の保全を呼びかけるため、河川の水生生物を採取し調べることで、河川の汚れ具合を知る水辺の教室を実施したり、自然保護思想の普及・啓発を図るために、身近にある豊かな自然に直接触れることで、自然の素晴らしさや、大切さを学んでもらう自然観察会を開催したりしています。



水辺の教室

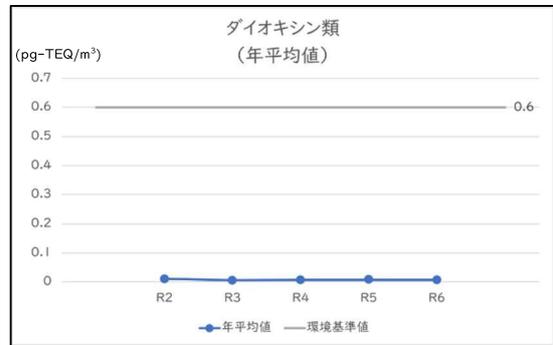
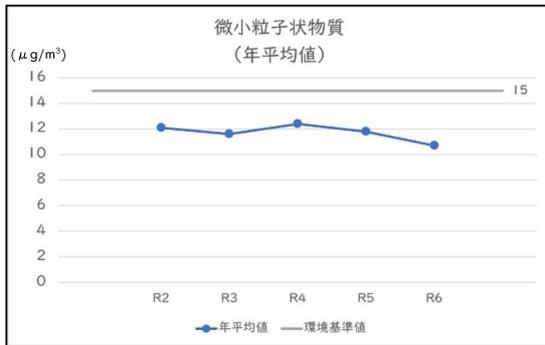
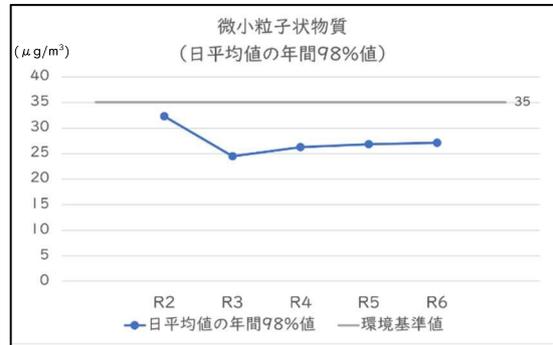
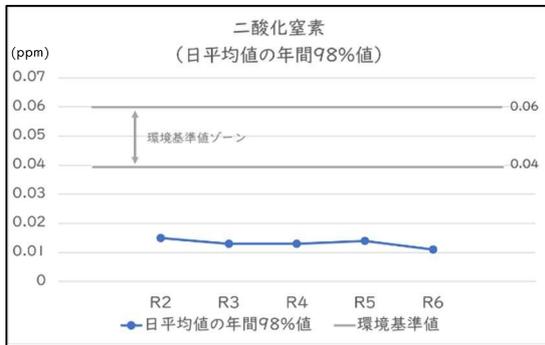
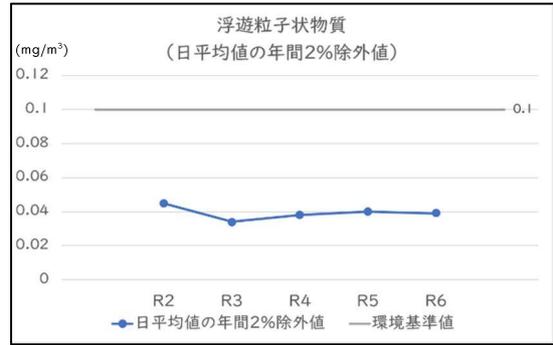
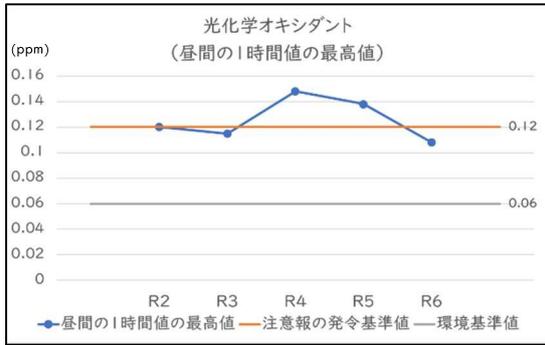
2. 環境保全活動

環境保全活動として年に2回（6月と11月）クリーン作戦を実施し、環境美化の意識向上と啓発に努めています。また、児島湖や周辺の流入河川とその支流を流域市町が一斉清掃することにより、児島湖流域内住民の水質の浄化意識を高めるため、流域河川の砂川と大溝川で児島湖流域清掃大作戦を毎年11月に実施しています。

また、生態系を維持し、在来種を守る大切さを学んでもらうために、鬼城山外来植物一掃大行動を実施し、自然保護思想の普及・啓発に併せて貴重な文化遺産と景観の維持に努めています。

[資料]

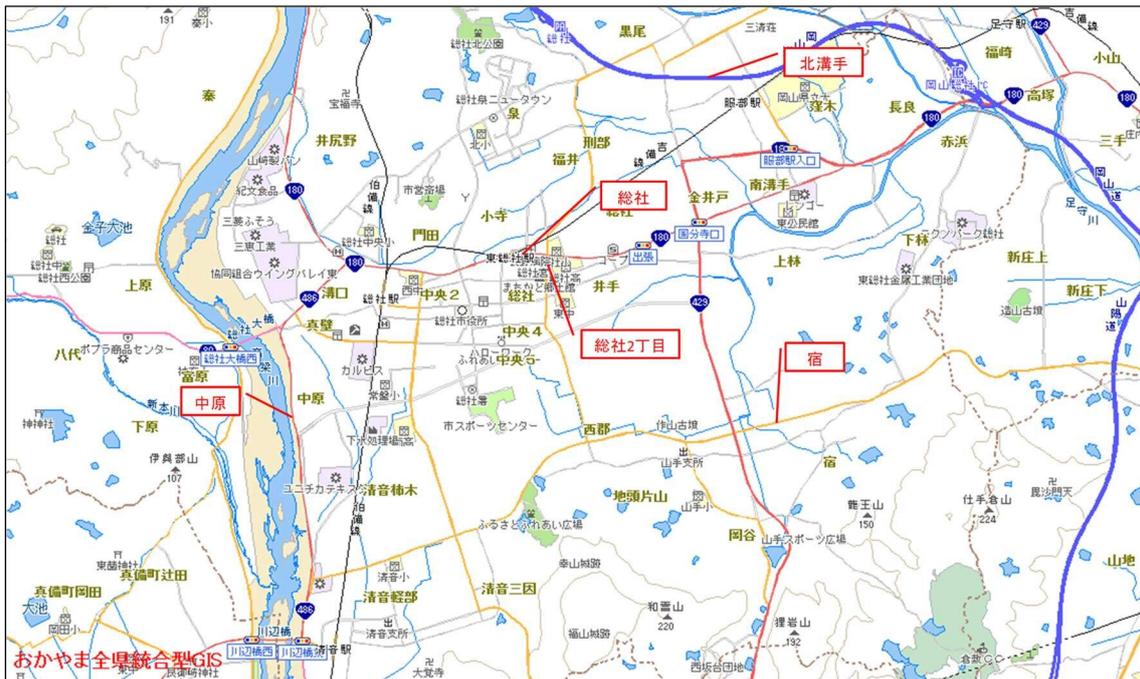
大気質の経年変化 (図5-3-1)



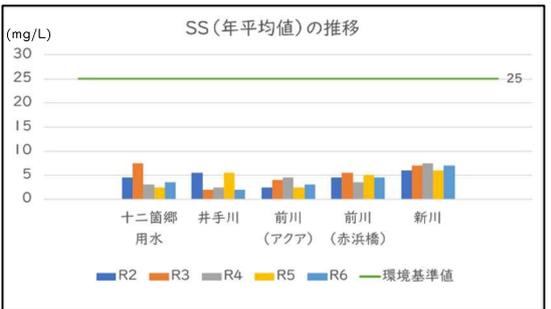
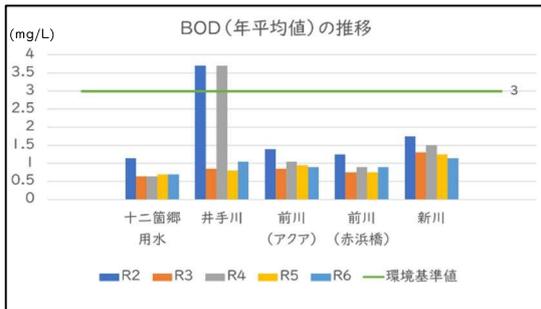
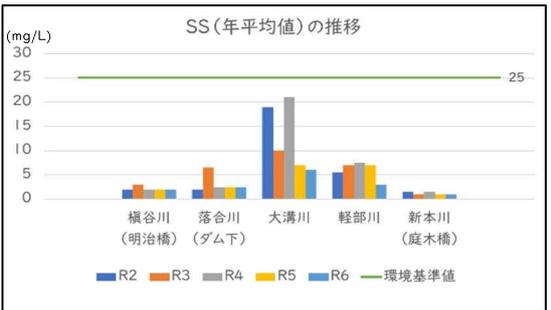
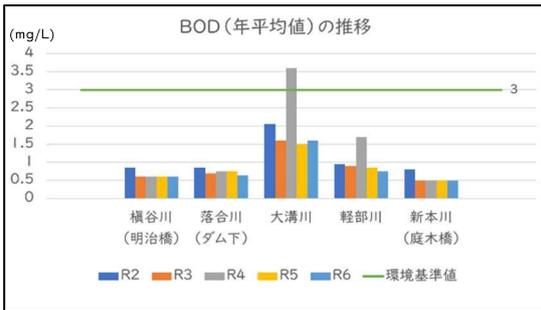
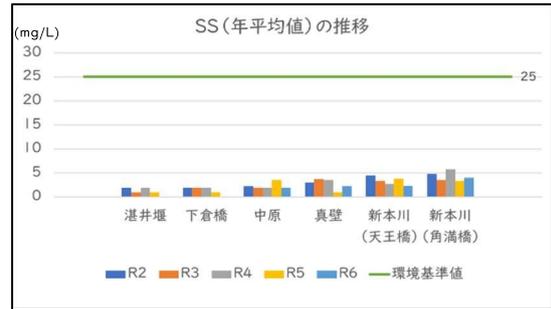
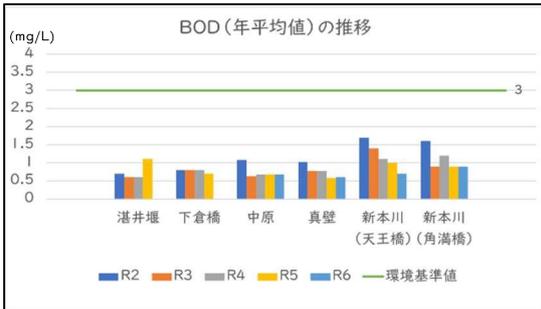
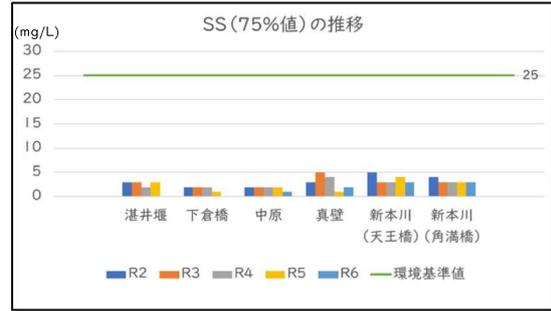
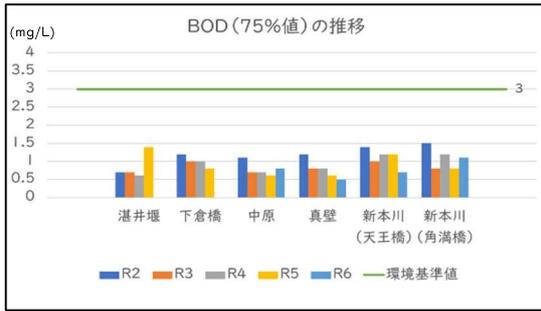
総社市内（道路に面する地域）の騒音測定結果（図5-3-2）

対象道路名	測定地点	地域区分と類型	時間区分	騒音レベル（dB）と適合状況					環境基準値（dB）
				R2	R3	R4	R5	R6	
岡山自動車道	北溝手	道路に面する地域B 幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間					55 ○	70以下
			夜間					46 ○	65以下
国道180号	総社	道路に面する地域C 幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	64 ○					70以下
			夜間	62 ○					65以下
国道486号	中原	道路に面する地域A 幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間				59 ○		70以下
			夜間				56 ○		65以下
県道清音真金線	宿	道路に面する地域B 幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間		72 ×				70以下
			夜間		66 ×				65以下
県道水別総社線（国道272号）	総社二丁目	道路に面する地域C 幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間			61 ○			70以下
			夜間			52 ○			65以下

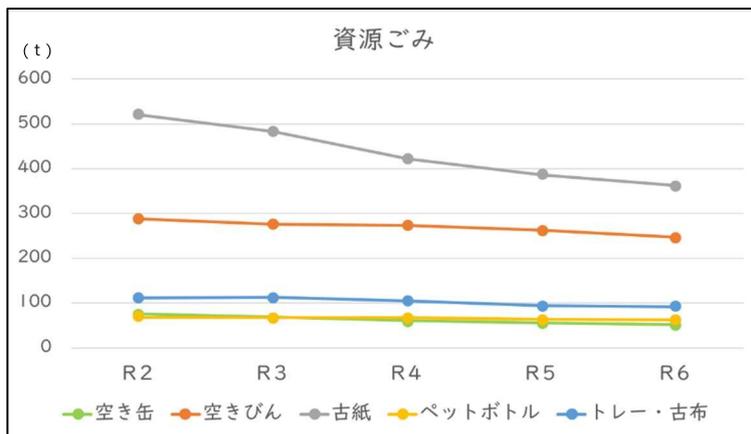
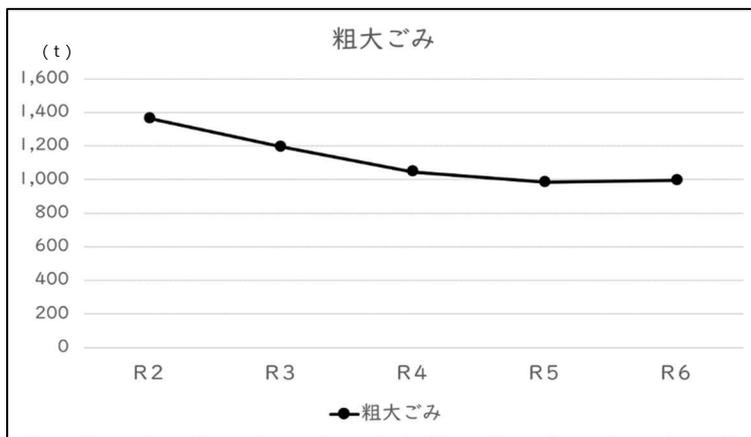
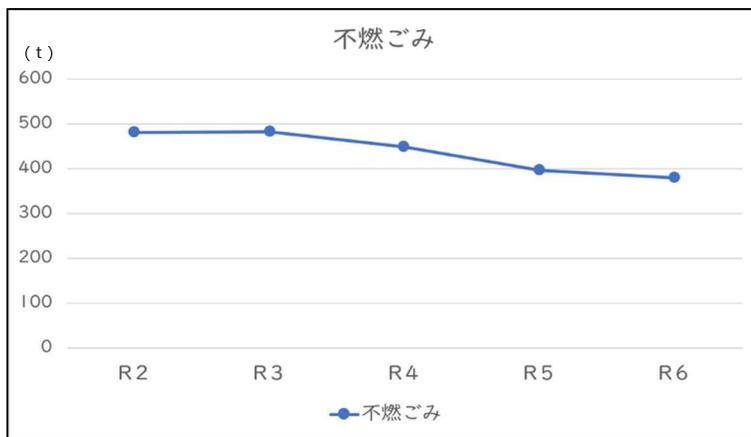
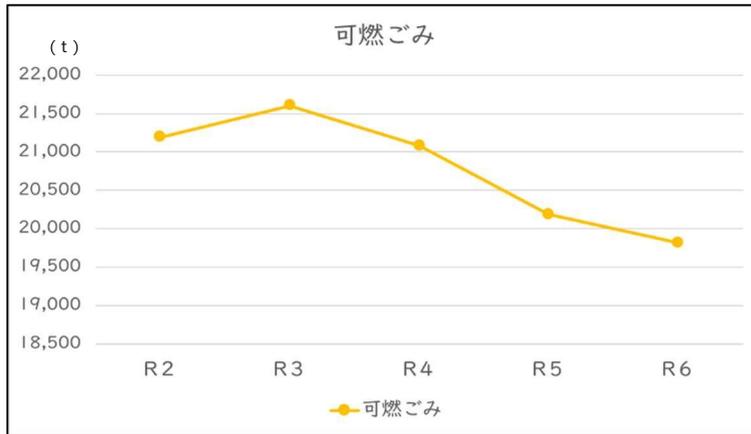
総社市内の自動車騒音測定地点（令和2年度から令和6年度）



水質 (BOD・SS) の経年変化 (図5-3-4)



ごみ排出量の経年変化（図 5 - 3 - 7）



第6章

計画の推進と進行管理

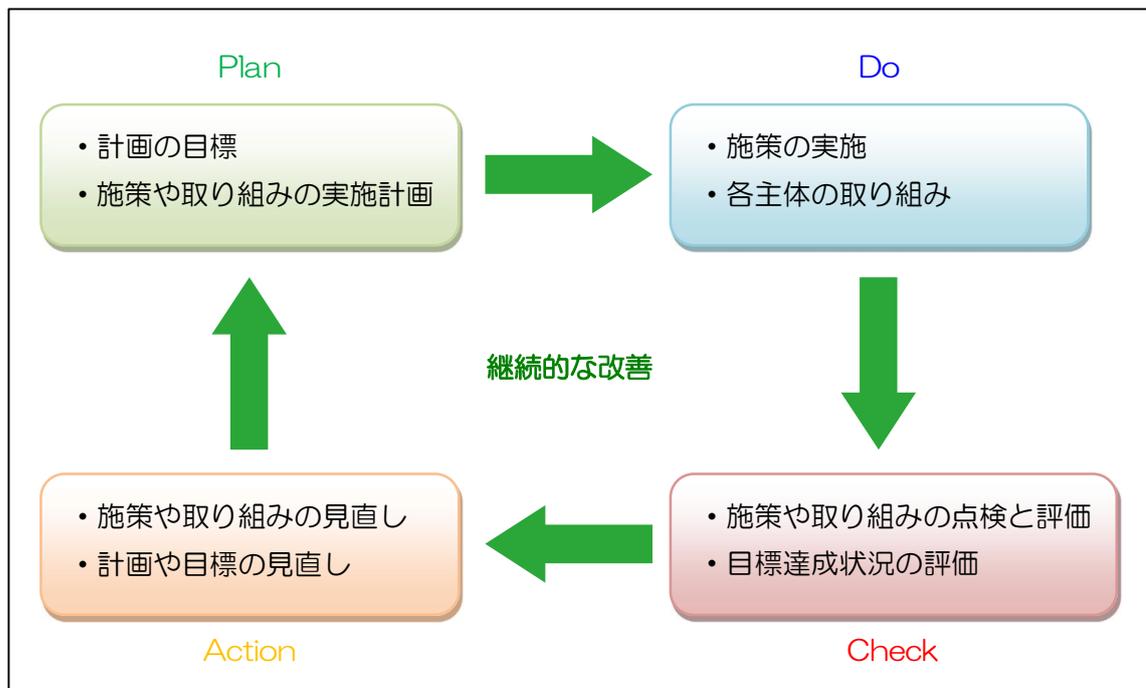
第1節 計画の推進体制

本計画の基本理念「快適なくらしと自然環境の融合都市 総社」を実現するためには、総社市（行政）はもとより、市民・家庭、地域・学校、事業所が効果的な推進を行う必要があります。

そのため、環境審議会の体制を基盤に、誰もが無理なく継続できる市民参加型の環境保全の仕組みをつくり、市民・家庭、地域・学校、事業所、行政の各主体がともに協働しながら行動する体制を構築します。

第2節 計画の進行管理

本計画（Plan）を効果的に推進し、基本理念「快適なくらしと自然環境の融合都市 総社」を実現するため、計画にある各施策を実施（Do）し、その取組結果や成果について把握するとともに、施策の方向性や進め方などについて指導・助言を受け点検・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の見直しも検討する（Action）といったPDCAサイクルによる総合的かつ計画的に行います。



第3節 第2次総社市環境基本計画の効果検証

第2次総社市環境基本計画では平成30年度から平成37年度（令和7年度）までの8年間を計画期間とし、計画の実現を目指して推進してきました。

計画の実現に向けた取り組みの評価を以下にまとめています。

計画全体の達成状況※は達成（◎）が33.3%、ほぼ達成（○）が22.2%、未達成（△、△△）が22.2%、検証不可（—）が22.2%となっており、改善や見直しが求められます。

各指標について、PDCAサイクルによる、原因の追究を事業ごとに行い、本計画において、さらに磨きをかけた意欲的な実現可能値の設定を目指します。

項 目	現 状 平成28年度	目 標 令和7年度	効果検証 令和6年度	達成状況
住宅用太陽光発電 設備容量（累計）	10,433kW	20,000kW	18,453kW	○
1世帯当たりの 家庭ごみの排出量	0.51t	0.46t	0.43t	◎
ごみ減量化推進団体 登録数	114団体	118団体	96団体	○
地域・学校における 環境学習の実施回数	22回	40回	14回	△△
1事業所当たりの 事業系ごみの排出量	7.97t	7.61t	3.91t	◎
フードバンク登録 事業所数	3事業所	10事業所	—	—
クールチョイス 賛同事業所数	4事業所	3事業所	—	—
自然保護行事参加人数	295人	330人	235人	△
有料ごみ袋料金 (45ℓ 10枚)	230円	現状維持 あるいは 値下げ	230円	◎

※ ◎ … 100%以上、○ … 80~99.9%、△ … 50~79.9%、
△△ … 0以下~49.9%、— … 検証不可

第4節 第3次総社市環境基本計画の指標設定

第2次総社市環境基本計画から引き続き指標とする項目がある中、「フードバンク登録事業所数」は、実数把握が困難なため削除し、「クールチョイス賛同事業所数」は、令和5年8月に国の推進する国民運動が「クールチョイス」から「デコ活」へ移行した事を受け、削除しました。

本計画では新規項目に「温室効果ガス排出量」及び「リサイクル率」を新たな指標として加え、より進捗を評価できる指標を再設定しました。

項目	現 状 令和6年度	目 標 令和17年度	役割分担			
			市民・家庭	地域・学校	事業所	行政
温室効果ガス排出量※1	517.9千t (令和4年度)	277.9千t※2	○	○	○	○
再生可能エネルギー※3 導入目標(累計)	54,545kW	80,444kW	○	○	○	○
リサイクル率※4	9.2%	9.4%	○	○	○	○
資源回収量	626t	800t		○		○
1人当たりの 家庭ごみの排出量	185.6kg	178.5kg	○			○
1事業所当たりの 事業系ごみの排出量	4.07t	4.02t			○	○
有料ごみ袋料金 (45ℓ10枚)	230円	現状維持 あるいは 値下げ	○	○		○
地域・学校における 環境学習の実施回数	14回	20回		○		○
自然保護行事参加人数	235人	320人	○	○	○	○

※1 地表面から出る赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガスのこと、本計画内で対象とするのは二酸化炭素のみ

※2 国の地球温暖化対策計画に掲げられた次期削減目標を引用

※3 太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスといった自然由来で二酸化炭素を排出せずに活用できるエネルギー

※4 総社市内から吉備路クリーンセンターに搬入された有価物(古紙類、布類、缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイなど)のリサイクル率

【 第3次総社市環境基本計画策定に関してご尽力いただいた皆様 】

◇総社市環境審議会委員◇

任期 令和7年11月1日から令和9年10月31日まで

会長	松井 康弘	国立大学法人岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 准教授
	河辺 尚佳	岡山県備中県民局地域政策部環境課 課長
	吉田 光宏	公益財団法人岡山県環境保全事業団 理事長
副会長	石原 和則	総社商工会議所 専務理事
	笹沼 靖憲	新興工業株式会社 代表取締役社長
	眞田 達也	三乗工業株式会社 代表取締役社長
	西尾 由紀	総社西小学校 校長
	吉田 百合香	総社幼稚園 PTA
	矢吹 雄三	総社市コミュニティ地域づくり協議会 副会長

※順不同